**平成２５年（フ）第４７６号**
大阪府東大阪市鴻池本町３番８号
破産者　広田　俊司
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４８５号**
大阪市淀川区西宮原１丁目８番41―806号
破産者　宇都田　勲
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５５２号**
大阪府豊中市大黒町３丁目14番25号
破産者　福原　幸一
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５７２号**
奈良県宇陀市榛原榛見が丘１丁目３番地の17、事業所所在地大阪府八尾市太田新町４丁目８番地
破産者　越智製作所こと　越智　義之
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６９１号**
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目23番９号　プラネットハイツ401号
破産者　髙松　伴充
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７６８号**
大阪府富田林市喜志町３―11―１　ヤマザキビル３階　ＣＳ　ＯＮＥ内、住民票上の住所　大阪府富田林市喜志町３丁目11番１号
破産者　大谷　朋也
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１０６６号**
堺市堺区楠町４丁１―11　ナヴィール楠103号、開始決定時の住所堺市北区百舌鳥本町３丁471番地３
破産者　北口　　篤
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１０９７号**
大阪府松原市立部１丁目204番地の17、前住所大阪府松原市西大塚２丁目４番６号
破産者　セカンドステージこと　寺山　　忍
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１１７６号**
大阪府柏原市上市２丁目１番３号
破産者　カットハウスクレヨンこと　中山　薫明（旧姓北井）
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１１９４号**
堺市南区竹城台２丁１番23―104号
破産者　藤原　勝俊
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１３６４号**
大阪府高石市西取石１丁目26番31号
破産者　室谷　佳糸
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第７７号**
大阪府柏原市法善寺２丁目12番15号　小松マンション100号、前住所大阪府東大阪市衣摺５丁目６番９号
破産者　中井技研こと　中井　忠志
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２７号**
岡山県津山市鉄砲町54番地３
破産者　杉元　貞夫
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２４年（フ）第９１６号**
広島市佐伯区千同１丁目18番29―105号
破産者　羽熊　康之
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第９８６号**
広島市東区牛田早稲田４丁目４番１―401号
破産者　近永由利江
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１０８２号**
広島市佐伯区杉並台63番地１
破産者　石森　　誠
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１０８７号**
広島市南区青崎１丁目８番６号
破産者　樋口　隆司
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２００号**
広島市東区戸坂千足１丁目13番22―202号
破産者　前井留美子
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２号**
香川県観音寺市大野原町大野原5361番地１
破産者　合田きよみ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部